

居宅介護支援事業所 ぬくもり

・居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年11月1日 改訂版)

● 事業所名

医療法人社団慈瑩会 居宅介護支援事業所 ぬくもり

● 事業所指定番号

居宅介護支援 1070200074

● 代表者名

理事長 岩田 泰

● 所在地

〒370-1203 高崎市矢中町841

電話：027-347-4560

FAX：027-347-4656

● 事業の目的及び運営方針

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に適切な介護サービスが提供されるよう、また非該当（自立）者が要介護や要支援状態にならず生活を送れるよう事業所の介護支援専門員が居宅介護支援・介護予防支援（以下「介護支援等」といいます）いたします。

- ① 可能な限り、ご自宅において自立した日常生活を営む事ができるように支援いたします。
- ② 利用者の状況、環境、希望を考慮し、快適な暮らしへ向けての総合的かつ効率的な介護サービスが提供されるよう支援いたします。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重すると共に、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業所に不当に偏る事のないよう、公正中立に事業を実施いたします。ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点からサービス提供開始の際に以下の事を行います。

当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等を提示し、サービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、サービスの選択を求めます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について利用者および家族から説明を求められれば、それに応じます。

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用の割合および各サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について利用者および家族に説明を行います。

*上記の①②③を関係市町村、他の居宅介護支援事業者、サービス事業者、介護保険施設との連携の上、進めてまいります。

● 職員の配置及び職務内容

当事業所では下記の職員を配置しています。

- ① 管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも
指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 0.5名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

● 営業日及び営業時間

- ① 営業日…月曜日から土曜日まで（但、土曜日は隔週で休み）
(但、国民の祝日及び1月30日から1月3日まではお休みとなります)
- ② 営業時間…午前8時30分から午後5時30分までとします。

● 居宅介護支援等の提供方法及び内容

- ① 利用者の希望を尊重した居宅サービス計画等を作成します。
- ② 介護サービスの提供を円滑に進めるため、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 入院された場合は、入院先の医療機関との連携を行います。（利用者が入院された場合は、医療機関の相談員等に担当ケアマネがいる旨、利用者またはそのご家族等より、お伝えください）
- ④ 希望によっては介護保険施設等の紹介を行います。
- ⑤ その他、相談援助業務や利用者への便宜の提供を行います。

● 利用料及びその他の費用

居宅介護支援を提供した場合の利用料は別紙、添付資料の通りです。また、介護予防支援を提供した場合の利用料は地域包括支援センターとの契約書の通りです。（居宅介護支援等が法定代理受領サービスである時は利用者からの利用料の徴収はありません）

● 通常の事業実施地域

居宅介護支援事業所ぬくもりの事業実施地域は、高崎市（旧高崎市及び新町）、前橋市（旧前橋市）、玉村町（佐波郡）、藤岡市の区域とします。

● 秘密の保持

居宅介護支援等を提供する際に知り得た、利用者またはその家族の秘密は保持します。

（従業者でなくなった際にも、当然秘密保持は継続されます）

利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

● 虐待の防止について

- ① 当事業所は、利用者の人権の援護、虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し必要な研修を実施する等の措置を講ずる。
- ② 成年後見制度の利用を支援します
- ③ サービス提供中に、事業所又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、関係市町村、地域包括支援センターに通報するものとする。

● ハラスメント防止について

- ① 当事業所の指針に基づき、職場及び訪問先、利用者宅におけるハラスメント防止を徹底する。
- ② 利用者またはその家族による、当事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

● 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、従業員に対し必要な研修及び訓練を行います。

● 事故発生時の対応

業務上、万一事故が発生した場合には、ご家族、関係市町村への連絡はもちろん事故の救済、拡大の防止に迅速な対応をとります。

また、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

※あいおいニッセイ同和損保「介護保険・社会福祉事業者総合保健」加入

● 苦情の処理体制

① 当事業所の介護支援についての苦情の場合

相談担当者が内容を確認後、事業所内で検討会議を実施、それによって得られた対応策に基づいた処理を迅速に行います。

苦情解決責任者 理事長 岩田 泰

② 介護支援計画の中に位置付けた居宅サービス事業者に対しての苦情の場合、サービス事業者から事情聴取した後に、ケアプランと苦情内容を照合・分析し得られた対応策に基づいた処理を迅速に行います。

* 場合によってはケアプランの立て直しも行います。

* 相談苦情の応対は24時間行っています（営業時間外は電話対応となります）

苦情相談窓口

① 居宅介護支援事業所ぬくもり 電話 027-347-4560

② 群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1323

③ 高崎市役所 電話 027-321-1111

前橋市役所 電話 027-898-6132

玉村町役場 電話 0270-64-7705

藤岡市役所 電話 0274-22-1211

その他各市町村窓口にご相談下さい。

※当事業所は第3者評価を受けていません